

令和 7 年度第 1 回 野田市消防委員会 次第

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）
午後 1 時 3 0 分から
市役所 8 階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 事務局職員紹介

5 議 事

（ 1 ） 操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数について（諮問）

（ 2 ） 操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数について（検討）

—————（暫時休憩）—————

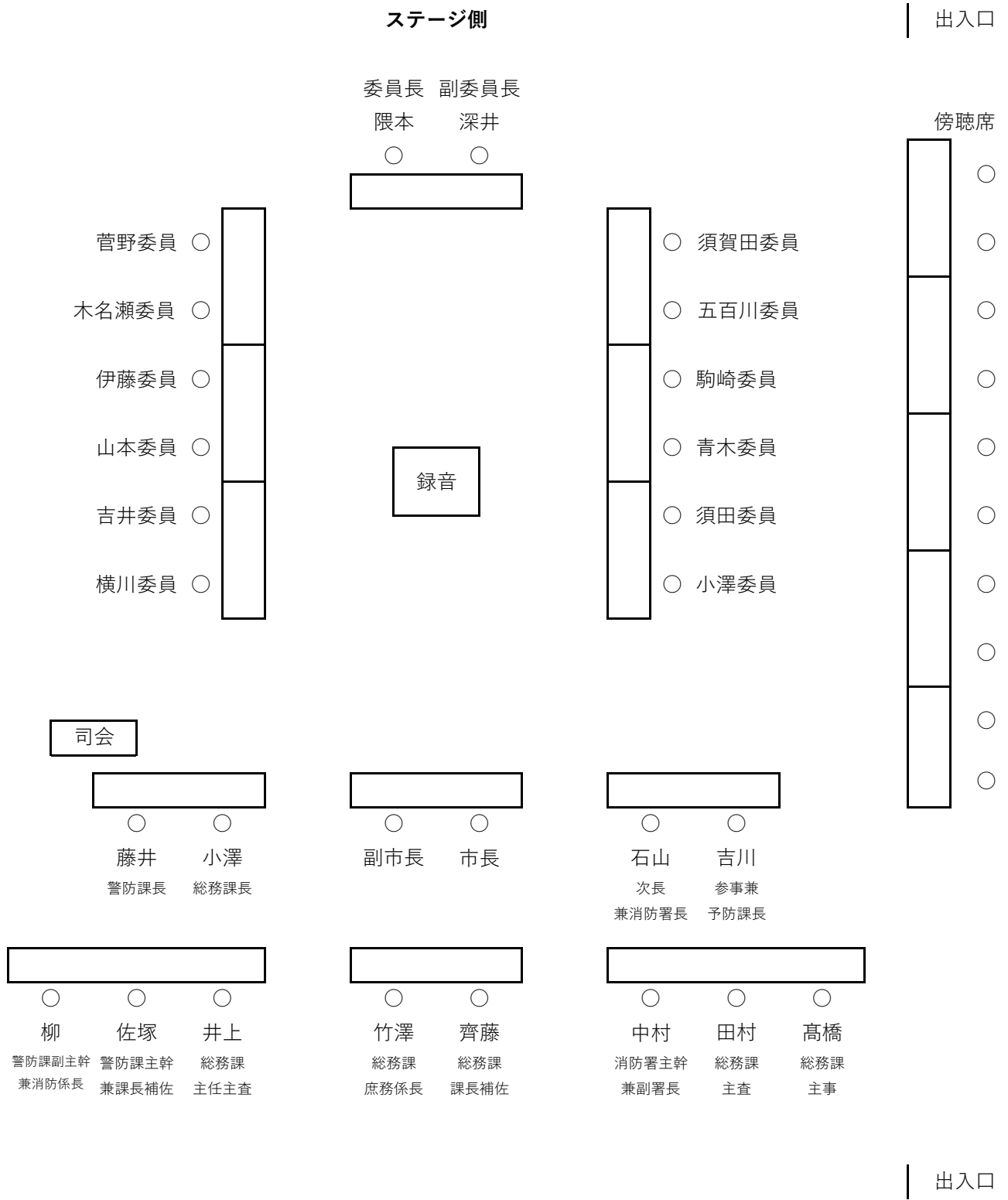
（ 3 ） 操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数についての
答申案について

—————（暫時休憩）—————

（ 4 ） 操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数についての
答申書の提出

6 閉 会

8 階大会議室



野田市消防委員会委員名簿

任期 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

敬称略

選 出	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
学 識 経 験 者	隈本 邦彦	江戸川大学 名誉教授 名古屋大学 客員教授	委員長
	深井 芳人	元 野田市消防長	副委員長
	菅野 透	元 野田市消防長	
消 防 関 係 者	木名瀬 訓光	野田市消防団 団長	
	伊藤 節夫	野田市消防団 副団長	
	山本 和広	野田市消防防災協会 会長	
野田市医師会を代表する者	吉井 克己	野田総合病院 参与	
野田市赤十字奉仕団を代表する者	横川 榮子	野田市赤十字奉仕団 委員長	
	須賀田 慶子	野田市赤十字奉仕団 副委員長	
野田市女性団体連絡協議会を代表する者	五百川 和家恵	野田市女性団体連絡協議会 会長	
野田市自治会連合会を代表する者	駒崎 文男	鶴奉第1自治会 会長	
	青木 邦夫	下町自治会 会長	
消 防 長	須田 光浩	消防長	
公 募 委 員	風見 敏雄	元野田市消防団分団長	
	小澤 康子	元野田市職員	

操法大会及び警戒出動について

1 消防団アンケート結果について

令和 5 年度に野田市と千葉県がそれぞれ消防団に実施したアンケート結果では、消防団活動において最も不満（負担）と感じているのは、1 位が「消防操法大会」で、どちらも 7 割以上の団員が不満（負担）と感じている結果であった。

「消防操法大会」については、多くの団員は「訓練の負担が大きい」、「大会には出場したくない」、「実践的でない」と回答しているが、一方では「操法技術の習得は必要」と回答している。

また、千葉県知事からは、「消防団の活性化に向けた市町村等が重点的に取り組むべき事項」として以下の取組事項が示されている。

- ・市町村における消防操法大会の必要性について、廃止も含めて十分検討の上、開催の可否を判断すること。
- ・消防操法大会を継続する場合は、「任意参加」を徹底した上で、消防団員の負担に配慮した開催頻度や内容とすること。また、選手のみならず支援団員の負担にも考慮し、過度な訓練は見直すこと。
- ・全ての消防団員の技術向上につながる訓練を実施すること。

2 消防組織検討会での検討結果

アンケート結果や千葉県知事からの通知を踏まえ、消防団員の不満（負担）を軽減しつつ、操法技術の習得と維持を図るため、操法大会と水出し訓練について、事務局案を提示し、各方面隊ごとに各分団からの意見を吸い上げてもらった結果、以下の案のとおり全会一致で承認された。

（1）操法大会について

- ・ 4 年に 1 回開催（ポンプ車操法、小型ポンプ操法、各隔年開催）される東葛飾支部消防操法選考会への出場希望を全分団から募集する。
- ・ 出場希望がなかった場合、選考会は実施せず、東葛飾支部操法選考会を辞退する。
- ・ 出場希望が 1 分団の場合は、選考会は実施せず、希望分団を野田市の代表として、東葛飾支部操法選考会へ出場する。
- ・ 複数分団から希望があった場合は、野田市選考会を実施し、代表を決定する。

(2) 水出し訓練について

【全体訓練】

年 1 回全分団を対象に水出し訓練を実施する。

会場は木野崎スポーツ公園、清水公園サッカー場、スポーツ公園イベント（広場）、関宿会場等を検討。

【特別訓練】

年 2 回（5 月、6 月を想定）関宿分署で**新入団員＋水出し未経験者等を対象**にホースの巻き方、担ぎ方、金具の結合、離脱、水出しの一連の動作を詳細な説明と併せて実施する。

【個別訓練】

必須訓練（1 回）＋任意訓練（1 回）

必須訓練については、6 月～9 月の間で、各分団の都合のいい日時（土日も可能、時間 9 時～21 時）を事前に予約して、消防署、北分署、関宿分署で水出しの訓練を実施する。水出し訓練は実際の火事場を想定し、消火栓や防火水槽を使用して水出しを行う。任意訓練については、年 1 回を上限に水出し訓練を実施したい分団が消防署、北分署、関宿分署に事前に予約して、水出し訓練を実施する。

年度途中からの改正となるため、できる訓練から随時実施していく。

(3) 警戒出動回数について

警戒出動については、令和 5 年 4 月から消防団員の負担軽減を図る目的で、警戒出動回数や 1 回当たりの団員定数を設け活動を実施している。

制度見直し後、2 年が経過し、分団からは、警戒出動回数や定員について、増やして欲しいとの要望が出されている状況である。

令和 6 年度の各分団の警戒回数は多い分団で 19 回、少ない分団で 3 回と分団によってバラツキがある。

各分団からの意見及び消防団員の負担軽減に配慮しつつ、現在活動している消防団員の士気を低下させないために、警戒出動の上限回数を年間 19 回以内から 26 回以内に変更する。

ただし、回数はあくまで上限回数とし、各分団の実状に併せて、過度な負担とならないようにする。

操法大会及び警戒出動について
資料 1

月の主な全体行事		変更前		改正案	
		警戒出動		警戒出動	
		実施の有無	回数	実施の有無	回数
4 月	消防団規律訓練	—	—	○	1回以内
5 月	野田市水防演習	—	—	○	1回以内
6 月		○	1 回	○	2回以内
7 月		○	1 回	○	2回以内
8 月		○	1 回	○	2回以内
9 月		○	1 回	○	2回以内
10 月	消防団長特別点検	—	—	○	1回以内
11 月		○ 秋の火災予防運動	3 回以内	○ 秋の火災予防運動	3回以内
12 月		○ 年末警戒	3 回以内	○ 年末警戒	3回以内
1 月	消防出初式	○ 年始警戒	3 回以内	○ 年始警戒	3回以内
2 月		○ 乾燥期警戒	3 回以内	○ 乾燥期警戒	3回以内
3 月		○ 春の火災予防運動	3 回以内	○ 春の火災予防運動	3回以内
19回以内					26回以内

※警戒出動については、各分団の実状に応じて上限以内での出動とし、各団員の負担とならないようにする。

操法大会及び警戒出動について
資料 1

(4) 出動報酬について

訓練内容及び警戒出動回数を変更した場合の令和 7 年度当初予算額との比較シミュレーションを行った。

【令和 7 年度当初予算】

報酬単価	参加延べ人数	出動報酬額
訓練 (2.5 千円)	2,072 人	5,180,000 円
警戒 (2.5 千円)	4,098 人	10,245,000 円
その他 (会議、音楽隊等) (2.5 千円)	2,192 人	5,480,000 円
合計	8,362 人	20,905,000 円

【改正案】警戒出動の上限回数を 26 回／年以内とした場合

報酬単価	参加延べ人数	出動報酬額
訓練 (2.5 千円)	2,351 人	5,877,500 円
警戒 (2.5 千円)	5,753 人	14,382,500 円
その他 (会議、音楽隊等) (2.5 千円)	1,076 人	2,690,000 円
合計	9,180 人	22,950,000 円

令和 7 年度当初予算額との差額

2,045,000 円増額

【参考】近隣市の令和 5 年度の出動報酬額の実績

野田市	単価	訓練(2,500円)	警戒(2,500円)	その他(2,500円) 会議、音楽練習等	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	2,503人	4,085人	1,540人	8,128人	定数	実員数
	支給額	6,257,500円	10,212,500円	3,850,000円	20,320,000円	720	528
流山市	単価	訓練(2,500円)	警戒(2,500円)	その他(2,500円)	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	2,032人	1,817人	403人	4,252人	定数	実員数
	支給額	5,080,000円	4,542,500円	1,007,500円	10,630,000円	300	259
松戸市	単価	訓練(2,500円)	警戒(2,500円)	その他(2,500円)	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	4,458人	3,197人	1,736人	9,391人	定数	実員数
	支給額	11,145,000円	7,992,500円	4,340,000円	23,477,500円	640	496
柏市	単価	訓練(3,500円)	警戒(2,550円)	その他(2,550円)	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	5,012人	1,088人	5,306人	11,406人	定数	実員数
	支給額	17,542,000円	2,774,400円	13,530,300円	33,846,700円	631	560
	※令和7年度から増額予定 (令和6年度検討中)						
鎌ヶ谷市	単価	訓練(4,000円)	警戒(4,000円)	その他(4,000円)	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	1,132人	276人	747人	2,155人	定数	実員数
	支給額	4,528,000円	1,104,000円	2,988,000円	8,620,000円	177	136
我孫子市	単価	訓練(4,000円)	警戒(4,000円)	その他(4,000円)	合計	団員数 (R6.4.1)	
	支給人数	731人	353人	672人	1,756人	定数	実員数
	支給額	2,924,000円	1,412,000円	2,688,000円	7,024,000円	266	215

消防団運営交付金について

1 消防団の運営に必要な経費について

国の「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告（令和 3 年 4 月）において、消防団の運営費に含まれる名目として、以下のような調査結果が出されている。

【消防団運営費の名目】

名目
団員の年額報酬
団員の出動手当
旅費（会議・行事等の旅費）
その他の費用弁償
食糧費
会議費
消耗品費
福利厚生費
その他（資機材・備品購入費、消防団施設の維持管理費、車両の維持管理費等）

国や千葉県からは、消防団の運営に必要な経費は市町村で予算措置をするように通知が出されている。

（総務省 消防庁）

「本来団員個人に支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること」

【「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書及び消防庁長官通知令和 3 年 4 月 13 日】

（千葉県知事）

「団の運営や活動に必要な経費については、消防団員や地域からの協力に頼ることのないよう、市町村等において必要な予算を確保すること。」

【「千葉県消防団活性化検討会報告書」の公表及び消防団活性化に向けた市町村等重点取組事項について（令和 6 年 4 月 19 日 消第 112 号）】

野田市においては、食糧費と消耗品費以外の名目は市で予算措置を行っている。

2 運営費補助の考え方

消防団を円滑に運営し、かつ持続可能な組織としていくためには、既存団員の維持継続と新入団員の確保が必要不可欠であることから、国の検討会で示された名目のうち、今まで支給していなかった食糧費と消耗品費についても活用できる運営費交付金を支給する。

なお、交付金については、団員の確保及び団の運営や活動に必要な経費として、各分団の実状に合わせて活用することとし、年度ごとに各分団に交付するが、交付された金額に残額が生じた場合には返金することとする。

3 運営費交付金について

(1) 支給対象

火災や大規模地震、風水害等への対応及び警戒出動、機械器具点検など昼夜を問わず活動している、消防団（56分団）へ支給する。

(2) 支給額

5,000 円×団員数（472 人）＝2,360,000 円

(3) 交付金交付の流れ

自治会等交付金のように実績報告や領収書の提出を求めないやり方もあるが、近隣市では、出納簿と領収書を確認し、残金が発生した場合は返金させている。

また、前橋市では、運営交付金を私的流用し、懲戒処分（令和5年8月28日）した事例もあることから、交付金の支給目的である団員の確保及び団の運営や活動に必要な経費として使われているかどうかを確認する必要がある。

なお、実績報告及び領収書の確認にあたり、事務量が増えることが予想されるが、交付申請書や実績報告等をデジタル技術（キントーン）を活用し、スマートフォンから申請等の手続きをできるようにすることで、事務の負担軽減を図ることとする。

7 月

- ・運営交付金交付申請 各分団⇒消防本部
- ・運営交付金交付決定通知 消防本部⇒各分団
- ・運営交付金概算払い 消防本部⇒各分団



3 月

- ・運営交付金実績報告 各分団⇒消防本部

4 月

- ・残金発生した場合精算 各分団⇒返金

消防団員定数の見直しについて

1 消防団員数の推移と現状

消防団員の定数は、野田市消防団条例で 720 人としているが、令和 7 年 4 月 1 日現在の団員数が 510 人となっており、現状との乖離（充足率 71%）が年々大きくなっている。

この結果、条例定数が基礎算定値となっている消防団員に対する「公務災害補償や退職報償金支給事務負担金等について財政的に負担となっている。

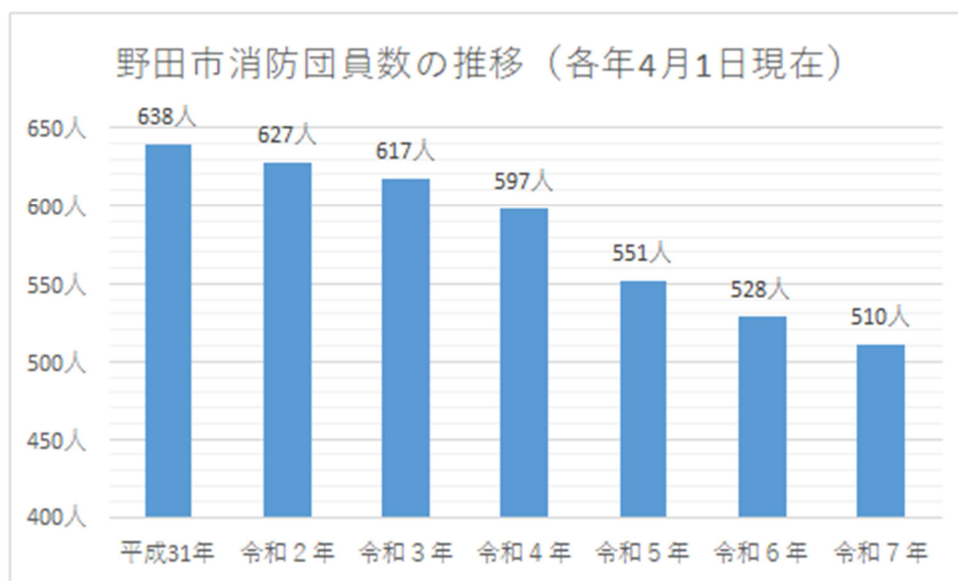
【消防団員数の推移】（毎年 4 月 1 日現在）

年度	団員数	前年度比	定数	充足率
平成 31 年度	638 人（7）	－46 人	860 人	74.1%
令和 2 年度	627 人（11）	－11 人	860 人	72.9%
令和 3 年度	617 人（11）	－10 人	720 人	85.6%
令和 4 年度	597 人（13）	－20 人	720 人	82.9%
令和 5 年度	551 人（12）	－46 人	720 人	76.5%
令和 6 年度	528 人（14）	－23 人	720 人	73.3%
令和 7 年度	510 人（16）	－18 人	720 人	70.8%

※団員数（ ）内は女性消防団員数

※消防団員定数は、平成 16 年 9 月改正 860 人

※消防団員定数は、令和 3 年 3 月改正 720 人



2 消防団員定数の見直し

消防団員数は野田市だけでなく全国的にも年々減少傾向となっている。アンケート結果で、消防団活動で最も不満（負担）と感じている消防操法大会を見直しして、大会ではなく、実践的な水出し訓練へ移行を図ることや警戒出動回数の見直し、消防団運営交付金の創設等により、既存消防団員の維持と新規入団者の確保を目指していくことから、定数を 530 人（令和 7 年の消防団員数 510 人＋20 人）とする。

720 人の定数に対して、団員実数は年々減少してきたが、市としては、団員確保を図るため、消防団の負担軽減や処遇改善等を行ってきたが、団員の減少はくい止められず、その間、団員定数を算定基礎とする各種事務負担金の支払いが、財政への負担になっていた。

団員定数を 720 人から 530 人に見直すことで、公務災害補償や退職報償金支給事務負担金等が 4,109,700 円（190 人×21,630 円）の減額となる。（基準日が前年度の 10 月 1 日現在のため、減額は令和 8 年度予算からとなる）減額分については、消防団運営交付金やその他の消防団経費の財源とする。

なお、今後、新規消防団員の増加により、条例定数を上回る場合には、その時点で条例定数の見直しを行うこととする。

(案)

令和 7 年 5 月 2 7 日

野田市長 鈴木 有 様

野田市消防委員会
委員長 隈本 邦彦

答 申 書

令和7年5月27日付け野消総第77号で諮問のありました、「操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数について」、当委員会において消防団が抱えている課題を踏まえ慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答 申

近年、全国各地で災害が激甚化・頻発化する中、消防団は地域防災力の中核として重要な役割を果たしていますが、消防団員数は著しく減少しています。

諮問にありましたように、野田市においても消防団員数の減少は顕著であり、団員確保は喫緊の課題となっています。

消防団員が最も不満（負担）に感じているのが操法大会であることや実践的な訓練の実施や警戒出動の回数の増加要望があること等も判明しました。

これらの現状を踏まえ、消防団の負担を軽減しつつ、既存団員の維持と新入団員の確保を図るため、操法大会及び警戒出動の見直し、消防団運営交付金の創設、消防団員定数の見直しについて、別紙のとおり答申とします。

また、答申により、今後の団員確保に繋がることを期待していますが、引き続き検証するとともに更なる改善及び団員確保に尽力願います。

操法大会及び警戒出動、消防団運営交付金、消防団員定数について

1 操法大会及び警戒出動の見直し

(1) 操法大会

- ・ 4年に1回開催（ポンプ車操法、小型ポンプ操法、各隔年開催）される東葛飾支部消防操法選考会への出場希望を全分団から募集する。
- ・ 出場希望がなかった場合、選考会は実施せず、東葛飾支部操法選考会を辞退する。
- ・ 出場希望が1分団の場合は、選考会は実施せず、希望分団を野田市の代表として、東葛飾支部操法選考会へ出場する。
- ・ 複数分団から希望があった場合は、野田市選考会を実施し、代表を決定する。

(2) 水出し訓練

全体訓練	年1回全分団を対象に実施
特別訓練	年2回新入団員＋水出し未経験者を対象に実施
個別訓練	年2回（必須1回、任意1回）各分団事前予約して実施

(3) 警戒出動の見直し

月の主な全体行事		変更前		変更後	
		警戒出動		警戒出動	
		実施の有無	回数	実施の有無	回数
4月	消防団規律訓練	—	—	○	1回以内
5月	野田市水防演習	—	—	○	1回以内
6月		○	1回	○	2回以内
7月		○	1回	○	2回以内
8月		○	1回	○	2回以内
9月		○	1回	○	2回以内
10月	消防団長特別点検	—	—	○	1回以内
11月		○ 秋の火災予防運動	3回以内	○ 秋の火災予防運動	3回以内
12月		○ 年末警戒	3回以内	○ 年末警戒	3回以内
1月	消防出初式	○ 年始警戒	3回以内	○ 年始警戒	3回以内
2月		○ 乾燥期警戒	3回以内	○ 乾燥期警戒	3回以内
3月		○ 春の火災予防運動	3回以内	○ 春の火災予防運動	3回以内
		19回以内		26回以内	

2 消防団運営交付金の創設

消防団（56分団）へ団員数×5，000円を交付

3 消防団員定数の見直し

消防団員定数を720人から530人に変更